

●香川県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年7月5日から同年7月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 川東高松線（172号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川東下字北立満 1695番1地先から 高松市香川町大野字臼井569 番3地先まで	10.5～16.3	119	令和2年12月15日付け香川県告示第410号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和4年7月5日